

## 特別栽培農産物に係る用語の定義

用 語	定 義
特別栽培農産物	第2の生産の原則に基づくとともに、次の1及び2の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。 1 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること。 2 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下であること。
特別栽培米	特別栽培農産物のうち、米(とう精されたものを含む。)をいう。
生産過程等	当該農産物の生産過程(当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ。)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
栽培期間中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう。
慣行レベル	1 農薬については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における節減対象農薬の使用回数(土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。)をいう。 2 肥料については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に使用される生産過程等における化学肥料の窒素分量をいう。
節減割合	1 農薬については、現に使用した節減対象農薬の使用回数が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。 2 肥料については、現に使用した化学肥料の窒素分量が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。
化学合成	化学的手段(生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。)によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。
農薬	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材(平成12年7月14日農林水産省告示第1005号)の一に掲げる農薬を除くものをいう。 なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。
肥料	肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第1項に規定する肥料をいう。
化学肥料	肥料のうち化学合成されたものをいう。
容器包装類	農産物を入れ、若しくは包んでいる物で農産物を受け渡す場合そのまま渡すもの又は農産物を結束するためのテープ若しくは農産物に貼付するシール等をいう。
表示票	農産物に関する情報を伝えるため、当該農産物に添付する票片をいう。
栽培責任者	ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
確認責任者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。
精米責任者	原料である玄米をとう精等する者をいう。
精米確認者	とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行うものをいう。

※「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成19年3月23日改正)より抜粋